型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、ホは、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）
㊎N－1174	騒音防止装置　いすゞ H13－F854	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番1号	いすゞ　SKG－NJR85ホホ、SKG－NKR85ホホ、いすゞ　SKG－NJS85ホホ、いすゞ　SKG－NKS85ホホ、SDG－NKS85ホホ、SKG－AJR85ホホ、SDG－AJR85ホホ、ニッサン　SKG－AKR85ホホ、ニッサン　SDG－AKS85ホホ、UDトラックス　SKG－BJR85ホホ、UDトラックス　SDG－BJR85ホホ、UDトラックス　SKG－BKR85ホホ、UDトラックス　SKG－BJS85ホホ、UDトラックス　SDG－BKS85ホホ、マツダ　SKG－LJR85ホホ、マツダ　SDG－LJR85ホホ、マツダ　SKG－LKR85ホホ、マツダ　SKG－LJS85ホホ、マツダ　SDG－LKS85ホホ
㊎G－2280	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ H22－ID C－4JJ11	〃	〃

○国土交通省告示第六百三十五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十三年四月六日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年六月十日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）
㊎C－179	年少者用補助乗車装置　タカタ　IFX－30A	タカタ株式会社　東京都港区赤坂2丁目12番31号	トヨタ　ホホホ－L575A、トヨタ　ホホホ－L585A

○国土交通省告示第六百三十六号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十三年四月八日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年六月十日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、ホは、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）
㊎N－1143	騒音防止装置　いすゞ H13－K3415	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番1号	いすゞ　LKG－FVZ34ホホ
㊎G－2167	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ H22－ID C－4HK1TCS	〃	いすゞ　SDG－FRS90ホホ、いすゞ　SDG－FSS90ホホ、いすゞ　SKG－FRS90ホホ、いすゞ　SKG－FFS90ホホ

○国土交通省告示第六百三十七号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十三年四月六日次のとおり原動機付自転車をその型式について認定した。

平成二十三年六月十日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の定格出力(kW)	製作者等の氏名又は名称及び住所
I－1833	スズキ　ZA D－CZ81A	オートバイ	スズキ　Z	0.58	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地

○海上保安庁告示第百十八号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十三年六月十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構　神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三八度四〇分東経一四二度〇〇分の地点を中心とする半径五海里の円によって囲まれる海域

(ロ)　北緯三八度〇〇分東経一四二度〇〇分の地点を中心とする半径五海里の円によって囲まれる海域

(ハ)　北緯三七度二〇分東経一四二度〇〇分の地点を中心とする半径五海里の円によって囲まれる海域

(ニ)　北緯三七度一〇分東経一四二度三〇分の地点を中心とする半径五海里の円によって囲まれる海域

(ホ)　北緯三六度四〇分東経一四二度三〇分の地点を中心とする半径五海里の円によって囲まれる海域

(ヘ)　北緯三六度四〇分東経一四二度〇〇分の地点を中心とする半径五海里の円によって囲まれる区域内

(ト)　北緯三六度〇〇分東経一四二度〇〇分の地点を中心とする半径五海里の円によって囲まれる海域

(チ)　北緯三六度〇〇分東経一四一度三〇分の地点を中心とする半径五海里の円によって囲まれる海域

(リ)　北緯三六度四〇分東経一四一度三〇分の地点を中心とする半径五海里の円によって囲まれる海域

(ヌ)　北緯三三度三〇分東経一三九度二〇分、北緯三三度五〇分東経一三九度二〇分、北緯三三度一〇分東経一四一度〇〇分、北緯三二度三〇分東経一四一度〇〇分の各点で囲まれる海域

(ル)　北緯三三度二四分東経一四一度四一分の地点を中心とする半径五海里の円によって囲まれる海域

(ヲ)　北緯三六度三〇分東経一四三度〇〇分の地点を中心とする半径五海里の円によって囲まれる海域

(ワ)　北緯三三度三五分東経一四二度〇〇分の地点を中心とする半径五海里の円によって囲まれる海域

ロ　期間　平成二十三年六月十二日から平成二十三年六月二十二日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　二管区水路通報第二十三号（平成二十三年六月十日発行）、三管区水路通報第二十一号（平成二十三年六月三日発行）